

加西市医療的ケア児こども園等受け入れガイドライン

令和 7 年 4 月改定

加西市教育委員会 こども未来課

1. 園で行う医療的ケア	1
(1) 医療的ケアとは	
(2) ガイドラインの目的	
(3) 定義	
(4) 園における医療的ケアの実施	
(5) 受け入れの要件	
(6) 医療的ケアの対象者	2
(7) 医療的ケアの提供者	
(8) 受け入れの体制	
(9) 医療的ケアの実施条件	
2. 医療的ケア児の入所までの手続き	3
(1) 保護者からの相談	5
(2) 医療的ケアの申し込み、面談	
(3) 受け入れ可能性の検討	
(4) 受け入れの可否について結果通知	
(5) 入所申込み	
(6) 利用調整	
(7) こども園等と保護者の連携、支援計画の作成	6
(8) 医療的ケアに必要な物品等の提供	
(9) 医療的ケア児、保護者やこども園等に対するフォローアップ	
(10) 受け入れ後、年度途中において医療的ケアが必要になった場合	
3. 医療的ケア児の入所後の継続/変更/終了について	
(1) 医療的ケアの継続審査について	
(2) 継続時の申請について	
(3) 受け入れ後における医療的ケアの内容変更について	
(4) 医療的ケアの終了について	
4. こども園等での受け入れについて	7
(1) 医療的ケアの実施について	
(2) 医療的ケアの実施者について	
(3) 施設長の役割について	
(4) 看護師の役割について	8
(5) 保育教諭等の役割について	
(6) 保護者の役割について	
(7) 医療的ケアの安全実施体制について	9
(8) 緊急時の対応について	
(9) 職員の研修について	
5. 保護者の了承事項	10
(1) 医療的ケアについて	
(2) ならし保育	
(3) 体調管理及び保育の利用中止等について	
(4) 緊急時及び災害時の対応等	11
(5) 情報の共有について	
(6) その他	

1. 園で行う医療的ケア

(1) 医療的ケアとは

医行為（医療行為）は、「医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼしまたは危害を及ぼすおそれのある行為」を指し、医師法17条により医師以外の者は医行為を反復継続する意思をもって行ってはならないとされている。（看護師は、医師の指示のもと医行為の一部を実施。）

医師免許や看護師免許を持たない者は、医行為を反復継続する意思を持って行うことはできないが、平成23年度の社会福祉士及び介護福祉法の一部改正に伴い、一定の研修（喀痰吸引等研修）を終了し、痰の吸引等の業務の登録認定を受けた介護職員等が（以下「認定特定行為業務従事者」という。）一定の条件の下に特定の医療的ケアを実施できるようになった。

(2) ガイドラインの目的

日常生活及び社会生活を営むため恒常的に喀痰吸引や経管栄養等の医療的ケアを受けることが必要な児童（以下「医療的ケア児」という。）やその家族が、地域社会の一員として安心して暮らせるように関係機関が密接に連携して、一人一人の多様なニーズや状況に適した支援を受けられるようにすることが求められている。そのため、このガイドラインを定める。

(3) 定義

「医療的ケア」とは、治療を目的としたものではなく、一般的に園や在宅等で日常的に行われている、痰の吸引・経管栄養、衛生管理等の医療行為をさす。

(4) 園における医療的ケアの実施

園児の安全を確保するため、園においては以下の行為の医療的ケアを基本とする。ただし、下の範囲内であっても園児の状況を総合的に勘案し、関係機関と検討の結果、実施できないと判断する場合もある。

- ①喀痰吸引（口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内）
- ②経管栄養（胃ろう・腸ろう・胃管）
- ③導尿
- ④酸素療法
- ⑤その他

(5) 受け入れの要件

医療的ケア児の受け入れには、次の全ての要件を満たしておく必要があることとする。

- ①保護者の就労等の理由により、こども園等で保育を行うことが必要と認められること。ただし、1号認定児の場合も、この要件を満たすものとする。
- ②主治医においてこども園等における集団保育を実施することが適切であると認められること。
- ③こども園等における受け入れ体制が整えられており、安全に医療的ケアが実施できること。

(6) 医療的ケアの対象者

- ①加西市に在住していること。
- ②2歳児クラス以上で「受け入れの要件」を満たし、市と関係機関との検討の結果、こども園等で受け入れできると判断された医療的ケア児であること。

※医療的ケアの提供時間は、原則看護師が常駐する範囲内とする。

(7) 医療的ケアの提供者

こども園等における医療的ケアは看護師が実施する。看護師は、主治医・園医・保護者との連携の中で当該園児の健康状態を適切に把握し、その情報をこども園等内の関係者に周知する役割も担う。また、安全かつ適正な実施に向けて、ケアに必要なマニュアルや手順書を作成する。

(8) 受け入れの体制

受け入れ体制は原則以下のとおりとするが、児童の状態や医療的ケアの内容を考慮して、変更となる可能性がある。

- ①受け入れ時期は、4月1日からを基本とする。
- ②こども園等は、関係機関との検討により決定した受入候補施設の中から利用調整の結果、決定する。
- ③保育を行う日（国民の休日に関する法律に規定する休日は除く。）及び時間は、こども園等の開所日のうち平日（月曜日から金曜日まで）の看護師が常駐している時間帯のみ可能。

(9) 医療的ケアの実施条件

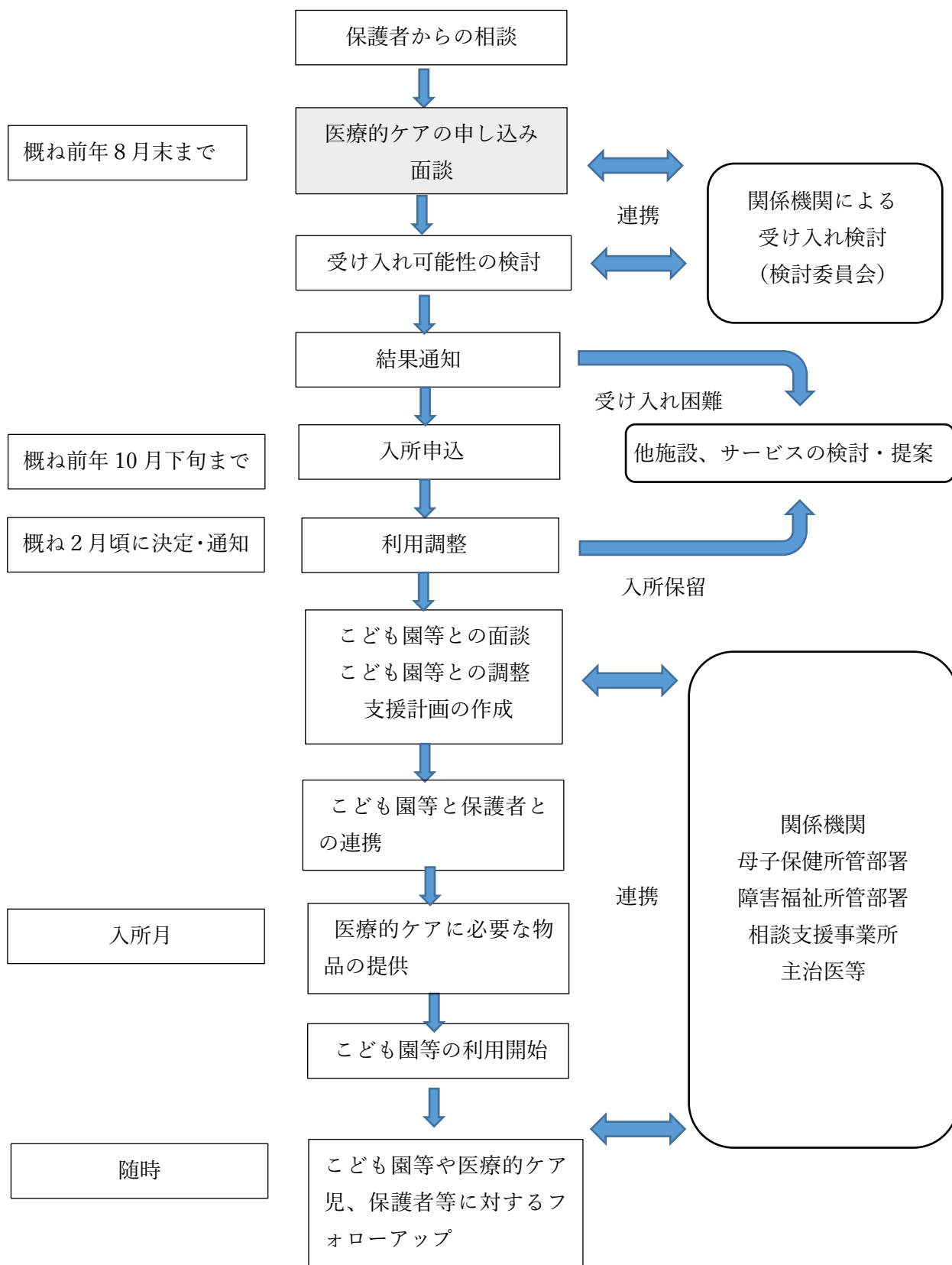
医療的ケアを実施するための条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- ①医療的ケアは、主治医の指示に基づいて、日常的に継続して保護者が行っている行為であること。
- ②医療的ケアの必要性が長期間にわたって存在し、医療的ケア児の身体の状態が安定していること。
- ③入所予定前半年は、家庭で安定して過ごしていること。
- ④保護者からの申請に基づき、市が定める手続きを経て行われるものであること。
- ⑤医療的ケア児の体調不良時等においては、医療機関を受診することが優先されること。
- ⑥医療的ケア児の安全性を確保するため、保護者に付き添いの協力を得る場合があること

2 医療的ケア児の入所までの手続き

医療的ケア児の入所までの手続きは、次のとおりとする。

■医療的ケア児の入所までの流れ（4月入所の場合、前年の8月までにご相談ください。）



手続き	主治医	保護者	教育委員会 こども未来課	こども園等	検討委員会
①保護者からの入所相談		①入所相談	②聞き取り説明、案内		
②医療的ケアの申し込み面談	②医療的ケアに関する主治医意見書（様式第2号）作成※添付書類有	①医療的ケア実施依頼書（様式第1号）作成 ・医療的ケアに関する主治医意見書（様式第2号） ③提出（様式第1～第3号）	・重要事項確認書（様式第3号）説明 ④受付		
③医療的ケア実施の可否の検討					①関係機関による受け入れ検討（検討委員会） ②受け入れの可否協議
④医療的ケア実施の可否の回答		内定の場合 ②希望園の見学	①医療的ケア内定（保留）通知書（様式第4号）		
⑤入所申込み		①入所書類	②受付		
⑥利用調整			①入所選考 ②結果通知		
⑦入所に向けての面談	保護者、施設長、担当看護師と面談を行う 重要事項確認書（様式第3号）確認する				
⑧こども園等との調整、支援計画の作成	②医療的ケア指示書（様式第5号）作成	①医療的ケア指示書（様式第5号）依頼 ④医療的ケア実施通知書（様式第6号） ・医療的ケア実施計画書（様式第7号）確認依頼 ⑤医療的ケア実施承諾書（様式第8号）	③提出 ④医療的ケア実施通知書（様式第6号） ・医療的ケア実施計画書（様式第7号）作成・説明 ⑥提出		
⑨こども園等と保護者の連携					
⑩医療的ケアに必要な物品等の提供		必要な物品・備品等の提供			
⑪医療的ケア児保護者やこども園等に対するフォローアップ等	家庭やこども園等での状況等を情報共有する				

※医療的ケア検討委員会 母子保健所管部署、障害福祉所管部署、相談支援事業所

(1) 保護者からの相談

通常の入所利用申し込みに加え、障害の種類や程度、医療的ケアの内容を施設と市で共有していくための事前手続きを必要とする。

- ①保育が必要な家庭の状況や医療的ケア児の様子、生活の状況、医療的ケアの内容、こども園等以外の施設サービスの利用希望等の聞き取りを行う。
- ②本ガイドラインに基づいて、受け入れの手続き方法や保育環境、医療的ケアの実施内容等の留意点について説明を行う。
- ③医療的ケアの申し込みに必要な書類の説明を行う。「医療的ケア児に関する主治医意見書（様式第2号）」については、主治医へ作成を依頼するように案内する。また、一定の手順に沿い関係者が医療的ケアの内容を確認し合いながら手続きを進める中で、医療的ケア児の体調等に変化が生じた場合には、その都度主治医に意見書等の作成を依頼し、状況に応じて保護者と施設、市が協議することが必要になる。

(2) 医療的ケアの申し込み、面談

- ①保護者が医療的ケアの実施を希望する場合、保護者は主治医へ医療的ケア児が集団生活可能か確認する。主治医が集団生活可能と認める場合には、保護者は主治医に「医療的ケア児に関する主治医意見書（様式第2号）」の作成を依頼する。
なお、「医療的ケア児に関する主治医意見書（様式第2号）」の作成に係る費用は、保護者の負担とする。（以下、本ガイドラインにおいて同じ。）
- ②作成された「医療的ケア児に関する主治医意見書（様式第2号）」を主治医から保護者が受け取る。その保護者は「医療的ケア実施依頼書（様式第1号）」と「医療的ケアに関する主治医意見書（様式第2号）」及び添付書類、重要事項確認書（様式第3号）をこども未来課へ提出する。

(3) 受け入れ可能性の検討

教育委員会は、医療的ケアの申し込みのあった医療的ケア児の受け入れについて検討する。その際、保護者の意見の下、集団保育が適切であるか、安全管理体制等について検討会議を開催し、関係機関の意見や、必要に応じて関係機関職員の同席を求め協議する。

(4) 受け入れの可否について結果通知

教育委員会は、検討会議の結果等を保護者へ通知する（様式第4号）。ただし、施設名等は、利用調整の結果とし、看護師の配置ができればという条件付きで、医療的ケア児として認める通知書とする。
受け入れ困難な場合は関係機関と連携し、保護者に他支援・サービスの検討・提案を行う。
受け入れ可能な場合は必要に応じて、保護者は入所を希望するこども園等を訪問、見学する。

(5) 入所申込み

保護者は入所申込みに必要な書類を提出し、こども未来課は申し込みを受け付ける。

(6) 利用調整

保育利用調整基準に基づき、利用調整を行う。

- ①入所決定の場合は、保護者に「支給認定証」を送付する。
- ②「医療的ケア指示書（様式第5号）」については、主治医へ作成を依頼するように案内する。
- ③入所保留の場合は、保護者に「入所保留通知書」を送付する。

(7) こども園等と保護者との連携、支援計画の作成

- ①保護者はこども園等に「医療的ケア指示書（様式第5号）」を提出する。
- ②こども園等は、提出された「医療的ケア指示書（様式第5号）」の内容を確認し、「医療的ケア実施通知書（様式第6号）」及び「医療的ケア実施計画書（様式第7号）」を作成する。
- ③こども園等は、保護者に「医療的ケア実施通知書（様式第6号）」及び「医療的ケア実施計画書（様式第7号）」の説明をする。また、「医療的ケア実施通知書（様式第6号）」及び「医療的ケア実施計画書（様式第7号）」の写しをこども未来課へ提出する。
- ④保護者は、「医療的ケア実施計画書（様式第7号）」の確認を主治医に依頼する。医師から「医療的ケア実施計画書（様式第7号）」の承認を得た後、保護者は「医療的ケア実施承諾書（様式第8号）」をこども園等に提出するとともに、こども未来課にも写しを提出する。（こども園等経由での提出でも差し支えない）

(8) 医療的ケアに必要な物品等の提供

保護者は、保育中の医療的ケアに必要な物品をこども園等へ提供する。
なお、使用後の物品等についても、家庭に持ち帰る。

(9) 医療的ケア児、保護者やこども園等に対するフォローアップ

保育の状況について、関係機関と連携しながら、こども園等、医療的ケア児や保護者が情報共有する。

(10) 受け入れ後、年度途中において医療的ケアが必要になった場合

在籍に必要な手続きを行う。（3P 医療的ケア児の入所までの手続き参照）

3. 医療的ケア児の入所後の継続/変更/終了について

(1) 医療的ケアの継続審査について

- ①こども未来課は、年度単位で医療的ケアの継続審査を行う。保護者は8月末までに「医療的ケア実施依頼書」（様式第1号）「医療的ケアに関する主治医の意見書」（様式第2号）及び「医療的ケア（継続/変更/終了）申請書」（様式第11号）をこども未来課に提出する。こども未来課は提出書類、園児の健康状態に基づき、こども園等における集団保育の継続実施の可否について検討する。必要に応じて関係機関に意見を求め、決定する。
- ②こども未来課は、主治医の指示に基づき、医療的ケアが引き続き可能であると認められれば医療的ケア内定通知書（様式第4号）を保護者に送付する。保護者は継続入所の手続きを行う。

(2) 医療的ケアの継続時の申請について

- ①次年度の入所決定の場合、前年度2～3月までに保護者は、「医療的ケアが必要な園児の保育のめやす」（様式第2号添付書類）及び「医療的ケア指示書」（様式第5号）を主治医に依頼し、園に提出する。
- ②こども園等は、新年度4月初旬、入園時に記入した「重要事項確認書」（様式第3号）を保護者と共に確認する。また、提出された「医療的ケア指示書（様式第5号）」の内容を確認し、「医療的ケア実施通知書（様式第6号）」及び「医療的ケア実施計画書（様式第7号）」を作成する。
- ③こども園等は新年度4月初旬、保護者に「医療的ケア実施通知書（様式第6号）」及び「医療的ケア実施計画書（様式第7号）」の説明をする。また、「医療的ケア実施通知書（様式第6号）」及び「医療的ケア実施計画書（様式第7号）」の写しをこども未来課へ提出する。

- ④保護者は、4月以降の受診日に医療的ケア実施通知書（様式第6号）」及び「医療的ケア実施計画書（様式第7号）」の確認を主治医に依頼する。その後、保護者から「医療的ケア実施承諾書（様式第8号）」をこども園等に提出するとともに、こども未来課にも写しを提出する。（こども園等経由での提出でも差し支えない）

（3）受け入れ後における医療的ケアの内容変更について

- ①受け入れ後、医療的ケアの内容に変更がある場合、保護者は「医療的ケア指示書」（様式第5号）及び「医療的ケア（継続/変更/終了）申請書」（様式第11号）をこども未来課に提出する。
- ②市が認める医療的ケアの内容以外の医療的ケアが必要になった場合や集団保育の継続が困難な場合は、原則として退所となる。

（4）医療的ケアの終了について

- ①医療的ケアを終了する場合は「主治医の意見書」（様式第2号）及び「医療的ケア（継続/変更/終了）申請書」（様式第11号）をこども未来課へ提出し、医療的ケア実施終了に係る医師の意見を踏まえた上で、医療的ケアを終了する。

4. こども園等での受け入れについて

（1）医療的ケアの実施について

こども園等は入所月より医療的ケア児の受け入れを実施する。

（2）医療的ケアの実施者について

保育中の医療的ケアは、基本的に看護師が行うものとする。

（3）施設長の役割について

施設長は次の各号に示すことを行う。副園長や主幹保育教諭等は施設長を補佐する。

- ①保護者や主治医との連絡の窓口となるとともに、施設内で医療的ケアを安全に実施することができるよう、体制の整備・充実を図る。
- ②看護師や保育教諭等をはじめとする職員それぞれの役割を明確化するとともに、医療的ケアの実施内容や医療的ケア児の健康状態等々について情報共有するなど、職員間の連携協力の下、医療的ケアを円滑に実施できるようにする。
- ③あらかじめ医療的ケア児の医療的ケアの内容について、保護者の了承の上、関係者へ情報提供し、緊急時に備える。また、連絡先一覧の作成や連携内容を記録するなど、実施内容を保管しておく。
- ④医療的ケアの開始にあたって、園で実施する医療的ケアの内容や実施体制について保護者に説明し、合意形成を図る。やむを得ず、保護者に付き添いの協力を得る場合には、真に必要と考えられる場合に限る。
- ⑤登降園時に保護者との引継ぎや定期的な個人面談等により、保護者の気持ちを受け止め、保護者を支援していくように努める。また、必要に応じて相談機関や近隣の福祉・医療機関、障害児通所支援事業所等と連絡を取り合う体制づくりに努める。
- ⑥医療的ケア児が他の園児と同様に充実した集団生活を送れるよう、看護師や保育教諭等をはじめとする職員のマネジメント、クラス運営等への助言や医療的ケアに携わる者の服務監督を行い、安全な医療的ケアの実施に努める。

- ⑧医療的ケア児の受け入れにおいてヒヤリハット等の事例が生じた際には「医療的ケアに関する事故報告書（様式第 10 号）」を記入し、施設内の職員間で共有し、迅速に再発防止策等の検討を行い、こども未来課へ報告する。

（４）看護師の役割について

看護師（助産師、保健師を含む）は次の各号に示すことを行う。

- ①医療的ケア児の教育・保育の時間は、施設内に常勤し、決定した医療的ケアを、主治医の指示書に基づき実施する。なお、緊急の場合においては、前述の限りではない。
- ②医療的ケアの実施状況等を別紙「医療的ケア実施票（様式第 9 号-①）、医療的ケア実施記録（様式第 9 号-②）」に記録し、施設長の承認を受ける。
- ③医療的ケアの実施にあたって、施設長をはじめとする担当保育教諭や保護者、主治医との情報共有を緊密に行い、安全な医療的ケアが実施できるように連携に努める。
- ④医療機器・器具の動作状況を確認・記録するとともに医療的ケア児に関わる医療備品等全般にわたって留意する。
- ⑤医療的ケア児の身体の変化等により、医療的ケアが十分に安全に行えないと判断したときは、主治医等に連絡して指示を仰ぐなど、こども園等が定める緊急対応マニュアルに沿って、施設長や担任保育教諭、保護者に連絡する。
- ⑥施設長や担当保育教諭と連携しながら、施設内の職員に安全な医療的ケアの実施について理解・協力を得ていく。

（５）保育教諭等の役割について

保育教諭等職員（こども園等に勤務するすべての職員をいう。）は次の各号に示すことを行う。

- ①医療的ケアの実施の際、医療行為に該当しない範囲において、看護師の業務を補佐する。
- ②医療的ケア児の体調の異変に気が付けば、適切な対応がなされるよう、直ちに施設長や看護師に伝達する。
- ③医療的ケア児のその日の体調に応じて、園行事への参加や、他園児との交流が図れるようにする。

（６）保護者の役割について

保護者は次の各号に示すことを行う。

- ①必要な時期に施設長に主治医の「医療的ケア指示書」（様式第 5 号）を提出する。
- ②主治医に定期的かつ継続的に診察を受けるなど、適切な指示を仰ぐとともに、医療的ケアの内容に変更が生じた場合には、「医療的ケア継続/変更/終了申請書」（様式第 11 号）と変更後の「医療的ケア指示書」（様式第 5 号）を迅速に提出する。
- ③医療的ケア児の健康状態を、医療的ケア実施票（様式第 9 号-①）や口頭で看護師や施設長等に伝える。体調が悪い日には、医療機関を受診することを優先しこども園等へ連絡する。
- ④基本的には医療的ケアに関する医療機器や消毒等に関わる消耗品等については、予備も含めて準備する。
- ⑤緊急の場合の連絡先をこども園等に伝え、連絡があった場合は速やかに対応する。

(7) 医療的ケアの安全実施体制について

①医療的ケア実施に関する情報の共有

こども園等は「医療的ケアに関する主治医の意見書（様式第2号）」及び「医療的ケア指示書（様式第5号）」の内容を確認し、医療的ケアを実施する。医療的ケアに関する情報は、施設長をはじめとする保育教諭等職員で共有する。また、医療的ケアの実施にあたっては、施設長は、医療的ケアの安全実施をマネジメントする体制を構築する。

②こども園等関係者の役割について

- (ア) 医療的ケア児がこども園等内で安全に医療的ケアを受けながら、集団保育の中で快適に過ごせるように、保育教諭等職員で連携、協働する。
- (イ) 施設長は、医療的ケア児の保育及び医療的ケアの安全実施のマネジメント・職員育成等を行う。
- (ウ) 保育教諭等は、看護師及び保護者と連携して、日々の医療的ケア児の健康状態を把握し、集団保育を行い、こども園等での生活の状況を保護者に報告する。
- (エ) 看護師は、保育教諭等職員及び保護者と連携して、日々の医療的ケア児の健康状態を把握する。またこども園等は「医療的ケア指示書（様式第5号）」に基づき、施設長が「医療的ケア実施通知書（様式第6号）」、看護師が「医療的ケア実施計画書（様式第7号）」を作成し、保護者の理解及び同意の上、保育教諭等と相互に協力し、安全に医療的ケアを実施する。併せてこども園等は「個別マニュアル」及び「緊急時対応マニュアル」についても作成する。また、医療的ケアの実施状況と健康状態について保護者に報告する。
- (オ) 看護師は、医療的ケア児の個別の状況を十分に踏まえて、健康診断や医療的ケアの内容について十分に情報共有することが求められる。

③医療機器の点検・管理について

医療的ケアに必要な医療機器・器具の点検・管理は次の通り実施する。

- (ア) 医療機器・器具は保護者が保有又は借用して使用しているものを使用する。
- (イ) 保護者は医療機器・器具を定期的に点検し、管理に万全を期する。

④衛生管理について

- (ア) 実施場所については、感染防止が保てるよう環境の整備を行う。
- (イ) 医療的ケア児が使用する医療的ケアの物品・備品等については、保護者と申し合わせて行い衛生的に保管・管理する。

(8) 緊急時の対応について

- ①こども園等は、医療的ケア児の健康管理・事故防止のため、主治医等の連携・協力により保育を実施する。
- ②緊急時の対応は、こども園等で定めている事故発生時の対応の流れに沿って対応する。
- ③こども園等は、緊急時の対応については事前に保護者に十分に説明し、同意を得ておく。
- ④体調の急変時等の緊急時に際しては、発見者等からの連絡を受けた施設長の指示の下、医療的ケア児の状況を主治医及び保護者に連絡し、救急車等にて病院に搬送する。
- ⑤保護者は、医療的ケア児の体調が悪化した等の理由により、こども園等が保育の継続が困難と判断した場合には、こども園等からの連絡により、利用時間の途中でであっても保護者等が医療的ケア児の引き取りをする。緊急を要する時には病院に直行する。

(9) 職員の研修について

医療的ケア児の発達過程や疾病の状況を踏まえ、安全かつ適切に医療的ケアを提供するために、医療的ケア児にかかわる可能性がある職員が必要な知識や技術を身につけられるよう、研修等の機会確保に努める。

5、保護者の了承事項

以下の事項について保護者に了承を取る。

(1) 医療的ケアについて

- ①入所前にはあらかじめ主治医を受診し、保育において医療的ケア児に必要な医療的ケアの内容及び緊急時の対応等を記載した「主治医意見書（様式第2号）」及び「医療的ケア指示書（様式第5号）」を提出する必要があること。また、こども園等は主治医の緊急時対応等に関しての指導・助言が必要な場合に、こども園等の担当者が保護者の受診に同行し、主治医との相談を行う場合があること。
- ②医療的ケア児の安全を確保するため、看護師が医療的ケアの習得を図るまでの間等、必要とする場合には保護者に付添いの協力を得る場合があること。
- ③こども園等では、関係法令及び主治医の指示書等に基づいて、医療的ケア及び緊急時の対応を行う。また、看護師の不在等により、こども園等での医療的ケアが実施できない場合があること。
- ④保護者はこども園等と医療的ケア児に関する情報共有を行った場合、主治医にも報告すること。
- ⑤医療的ケアの提供時間は、原則看護師が常駐する範囲内とする。

(2) ならし保育

- ①医療的ケア児が、新しい環境に慣れると共に医療的ケアを安全に実施するために、初日から一定の期間、保護者が付き添い登園し、教育保育に参加する。期間及び教育・保育時間については、こども園等と相談して定めること。医療的ケア児の様子や状態によっては、この間の教育・保育時間の短縮や期間が延長・短縮される場合もあること。

(3) 体調管理及び保育の利用中止等

- ①登園前に健康観察を行い、医療的ケア児がいつもと顔色、動作、食欲、体温等が異なり体調が悪い場合は、可能な限り利用を控える等、保護者は医療的ケア児の体調の変化にあわせてこども園等の利用を判断すること。
- ②発熱、下痢、嘔吐、痙攣重積等の体調不良の場合や熱がなくても感染症の疑いがある場合は、保護者に連絡するため、必ず連絡が取れるようにすること。また、体調不良により、こども園等が保育等の継続が困難と判断した場合には、利用時間中の途中であっても利用を中止し、保護者による医療的ケア児の迎えをお願いする場合があること。
- ③集団生活では感染症にかかるリスクが高くなることも予想されるため、こども園等内で感染症が一定数以上発症した場合には、こども園等からの情報により保護者がこども園等を利用するか判断すること。また、こども園等の判断で利用の中止を依頼する場合があること。
- ④こども園等が必要と認める際には主治医等を受診する場合があること。なお、その際の受診費用は保護者の負担となること。

(4) 緊急時及び災害時の対応等

- ①医療的ケア児の症状に急変が生じ緊急事態とこども園等が判断した場合及びその他必要な場合には、主治医に連絡し指示に従い、必要な措置を講じること。同時にこども園等は医療的ケア児の保護者に連絡を行うこと。また、保護者へ連絡する前に、医療的ケア児を医療機関等に搬送し、受診する場合があること。なお、その際の受診費用は保護者の負担となること。
- ②カニューレや栄養チューブの交換は、保護者の責任の下、自宅や受診時に行うこと。また、保護者は事前にこども園等及び主治医と対応の申合せを行うこと。なお、登園時に栄養チューブ等が抜けた場合には、こども園等が申合せの内容及び「医療的ケア実施計画書（様式第7号）」等に沿い対応すること。
- ③医療的ケアの内容により薬剤が必要な場合、消費期限等の管理及び保管方法は保護者の責任の下で行うこと。
- ④災害発生に備えて非常食や医薬品、医療材料の備蓄、医療機器のバッテリーの確保に関して、保護者はこども園等や主治医と確認しておくこと。

(5) 情報の共有

- ①医療的ケア児に対して安心安全な保育を提供するために、保護者から提出された申請内容等について、必要に応じ医療的ケア児が居住する地区担当の保健師及び担当の相談支援専門員等に意見を求め、関係機関と共有すること。
- ②緊急時の対応のために、市に提出された主治医からの「主治医意見書（様式第2号）」及び「医療的ケア指示書（様式第5号）」の内容を医療機関、関係機関等に情報提供すること。
- ③医療的ケア児の状況について、集団保育を実施する上で必要なことは、他の園児の保護者との間で共有する場合があること。

(6) その他

- ①「5、保護者の了承事項」のほか、市や医療的ケア児との間で取り決めた事項を遵守すること。